

## 令和8年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務プロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、岐阜県関市（以下、「本市」という。）が実施する「令和8年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務」（以下、「本業務」という。）の委託に係る受託候補者を審査するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

### 2 審査方法

本業務の受託候補者の審査にあたっては、プレゼンテーション審査により行う。プレゼンテーション審査は、本市が別に設置する「令和8年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

提出された見積書に記載された金額（以下、「見積額」という。）が「令和8年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務実施要領 3 委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査の対象としない。

参加者が提出した企画提案書等（以下、「提出書類」という。）を基にプレゼンテーション（説明、質疑応答）を行い、審査委員会を構成する各委員が資料2「提案書等評価基準」に基づき審査する。審査の結果、審査員が採点した評価点を順位付けし、次に定める順位点を付すものとする。1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点・・・。

各審査員の順位点を合計し、合計得点の最も少ないものを本業務の受託候補者とする。

順位点の合計得点と同点の場合には、各審査員の評価点を合計し評価点の合計が高いものを上位とする。

各審査員の評価点の合計も同点となった場合には、見積額が低いものを上位とする。

見積額も同額の場合には、審査員の協議により本業務の受託候補者を決定するものとする。

ただし、各審査委員の平均評価点が60点未満の場合は、受託候補者として審査しないものとする。

### 3 プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションは、次のとおり行う。

- (1) 当日の出席者は、説明者及び質問への対応者を含む合計2名以内とする。
- (2) 提出書類とは別の資料等を新たに提出することは認めない。
- (3) プレゼンテーションにプロジェクター等の使用は認めない。提出書類のみでプレゼンテーションを行うこと。
- (4) プレゼンテーションは非公開で行う。

- (5) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付が最も遅かった者から順とする。
- (6) プレゼンテーションは、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。
- (7) プレゼンテーションの開催日等の詳細は、プレゼンテーション参加者が確定後、改めて文書にて通知する。

### 3 業務受託候補者の決定及び公表

- (1) 本市は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。  
受託候補者との委託契約締結に当たっては、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、本市と受託候補者とが提案内容に沿って契約内容について協議及び調整を行った上で、双方合意に基づき随意契約を締結することとする。  
なお、協議において本市が内容確認及び資料等を求めた場合は、受託候補者は即時対応をすること。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかにプレゼンテーション参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて、受託候補者の名称、委託契約予定金額、各参加者の順位、順位点の合計を公表するものとする。  
なお、受託候補者以外の名称は公表しない。
- (3) 審査結果に関する講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 第1順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。
- (7) 提出書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。